新任教育の項目チェック表

基本教育と業務別教育（警備業法施行規則第38条）

警備業法施行規則第38条で決められている新任教育の項目を、受けたかどうか確かめるための表です。教える順番と時間の配分は、会社の教育計画で決まります。

教育の時間数	時間以上（会社に確かめる）	**氏名**	
主に従事する警備業務	□ 1号（施設警備）　□ 2号（交通誘導警備・雑踏警備）　□ 4号（身辺警護）		
教育を受けた期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		

確かめたら □ に印を付け、確認した日を書きます。当てはまらない項目は □ に「－」と書きます。

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 1　教育の前に確かめること				
1	自分の新任教育の時間数を確かめた（下のどれにも当たらない人は、基本教育と業務別教育で20時間以上。第38条第4項）	□		
2	時間が短くなる場合に当たるか確かめた（最近3年間に、同じ区分の警備業務に通算1年以上：7時間以上／別の区分の警備業務に通算1年以上か、警察官を通算1年以上：13時間以上）	□		
3	検定の合格証明書か指導教育責任者資格者証がある人は、時間数を会社と確かめた（資格と同じ種別・区分の業務につく人は新任教育がいらない。別の業務につく人は業務別教育10時間以上、その業務を最近3年間に通算1年以上していれば3時間以上）	□		
4	主に従事する警備業務の区分（1号・2号・4号）を確かめた（業務別教育の中身は、この区分で決まる。第38条第3項）	□		
5	教育の日時・場所・持ち物を、会社に確かめた	□		
■ 2　基本教育（第38条第2項の表の一の項）				
6	イ　警備業務実施の基本原則（警備員には、法律で特別な権限が与えられていないこと。警備業法第15条）	□		
7	ロ　警備員の資質の向上	□		
8	ハ　警備業法その他、警備業務を正しく行うために必要な法令	□		
9	ニ　事故が起きたときの、警察機関への連絡その他の応急の措置（講義と実技訓練）	□		
10	ホ　護身用具の使い方その他の護身の方法（講義と実技訓練）	□		
■ 3　業務別教育　1号（施設警備。機械警備業務を除く）				
11	イ　施設での、人や車両などの出入の管理の方法	□		
12	ロ　巡回の方法	□		
13	ハ　警報装置その他、業務で使う機器の使い方	□		
14	ニ　不審者や不審な物件を見つけたときにとる措置	□		
15	ホ　その他、業務を正しく行うために必要な知識と技能	□		
■ 4　業務別教育　2号（交通誘導警備・雑踏警備）				
16	イ　業務に必要な道路交通関係の法令	□		
17	ロ　車両と歩行者の誘導の方法	□		
18	ハ　人や車両が雑踏する場所での、雑踏の整理の方法	□		
19	ニ　業務で使う各種の資機材の使い方	□		
20	ホ　人や車両が雑踏する場所などで、負傷等の事故が起きたときにとる措置	□		
21	ヘ　その他、業務を正しく行うために必要な知識と技能	□		
■ 5　業務別教育　4号（身辺警護）				
22	イ　人の身辺での警戒位置その他の警戒の方法	□		
23	ロ　業務で使う各種の資機材の使い方	□		
24	ハ　不審者や不審な物件を見つけたときにとる措置	□		
25	ニ　人の身体への危害の発生を防ぐための、避難などの措置	□		
26	ホ　その他、業務を正しく行うために必要な知識と技能	□		

No.	確認すること	確認	確認日	メモ
■ 6　教育のあとに確かめること				
27	業務別教育は、講義と実技訓練で受けた（一部は、決まった時間数まで、現場での実地教育でもよい。第38条第3項の表の備考）	☐		
28	教えた人を確かめた（指導教育責任者か、同じ程度の知識と経験がある人として国家公安委員会が定める人。実地教育は、2年以上続けてその業務に従事している警備員なども行える）	☐		
29	インターネットなどで講義を受けたときは、本人の確認・受講の状況と知識の確認があり、質問できる機会があった（第38条第2項の表の備考）	☐		
30	分からなかったところを質問し、メモした	☐		
31	受けた時間の合計が、決められた時間数以上になっている	☐		
32	働き始めてからは、毎年度、現任教育（一般は基本教育と業務別教育で10時間以上）を受けることを知っている（第38条第5項）	☐		

※ 主に従事する警備業務の区分の章（3〜5のどれか）を使います。3号（運搬の警備）と機械警備業務の業務別教育は、この表には載せていません。

※ 教育の項目の言葉は、警備業法施行規則第38条の表を読みやすく言い直しています。もとの文は e-Gov法令検索で確かめられます。

出典（2026年10月28日に確かめました）

・警備業法 第15条・第21条 https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000117

・警備業法施行規則 第38条（2026年10月1日施行の版） https://laws.e-gov.go.jp/law/358M50000002001

・使い方の解説：https://l-security-lit.com/column/security-guard-legal-training

ご利用にあたって

このチェックリストは、一般的な項目をまとめた参考の書式です。L.SECURITY（合同会社LIT）が実際の業務で使っている書式ではありません。ご利用の際は、内容をご自身でご確認のうえ、勤務先の警備会社の指示に従ってください。このチェックリストを使ったことによる損害について、当社は責任を負いかねます。

このチェックリストは L.SECURITY（合同会社LIT・北海道公安委員会認定 第10001029号）が作成しました。https://l-security-lit.com